

基本目標	基本施策	施策	各課施策	担当課	24年度実施計画 事業名と内容	実績報告	進捗 状況	25年度実施計画			
4	1	「資源循環」自然の恵みなどを活用した資源循環型のまち	ごみの減量化の推進	1	ごみの排出抑制	○指定ごみ袋の有料化制度の実施によるごみの減量化を推進します。	清掃事業課	○一般廃棄物減量等推進事業 伊賀市指定ごみ袋の有料化制度の実施によるごみ減量化の推進。23年度の排出量より増加させないように努める。	資源ごみとなる容器包装プラスチックの収集回数を月2回に増やし、ごみの減量化を図ったが家庭からの可燃ごみの総排出量は、約3.5%の増となった。 24年度家庭系可燃ごみ排出量 19,056t	○	○一般廃棄物減量等推進事業 伊賀市指定ごみ袋の有料化制度実施によるごみの減量は既に限界に達している。しかし、可燃ごみの分析調査により不適物が約2割混入していることから、広報等で公表することにより分別の徹底を周知し、ごみの減量につなげる。
						○生ごみコンポスト容器や処理機などの普及を図るため購入助成を行います。	清掃事業課	○生ごみ処理容器購入費補助事業 家庭から排出される食物残渣の減量化と堆肥としての資源化を図るため生ごみ処理容器の導入を促進する。 〔補助基準〕 生ごみ処理容器購入金額の3分の1 電力を用いるもの 上限額 20,000円 電力を用いないもの 上限額 3,000円	生ごみの減量化と堆肥としての資源化を図るため、補助金制度を推奨し普及に努めた。 24年度交付実績 電力を用いるもの 12件 184,000円 電力を用いないもの 13件 28,000円 市広報での啓発 1回(4/15号) 生ごみ処理容器設置世帯数(延べ) 1,883世帯	○	○生ごみ処理容器購入費補助事業 家庭から排出される食物残渣の減量化と堆肥としての資源化を図るため生ごみ処理容器の導入を促進する。 〔補助基準〕 生ごみ処理容器購入金額の3分の1 電力を用いるもの 上限額 20,000円 電力を用いないもの 上限額 3,000円
						○ごみの減量化の方法やごみの発生が少ない商品に関する情報提供を行います。	清掃事業課	○一般廃棄物減量等推進事業 市広報により分別方法、分別によるごみ減量などを周知する。	従来から市広報での周知は、分別方法を主として啓発していたが、今年度は収集されたごみの分析調査の結果から数値を示し、より分別に取り組んでもらえるよう啓発、周知ができた。	○	○一般廃棄物減量等推進事業 分別方法などを周知するだけでなく、分析調査を実施し「ごみ減量」につながる数値を公表できるような取組をする。
						○「グリーン購入法」に基づく、ごみの発生量の少ない商品を優先的に購入するなど、公共施設から排出されるごみの減量化を推進します。	環境政策課	○「伊賀市役所地球温暖化対策実行計画書」にもとづき、グリーン購入の促進。	○物品の購入について、基本的には単価契約の物品を購入することで、グリーン購入率を向上させた。	○	○「伊賀市役所地球温暖化対策実行計画書」にもとづき、グリーン購入の促進。
						○事業活動におけるごみの排出抑制や「ゼロ・エミッション」の啓発を推進します。	環境政策課 清掃事業課	○レジ袋有料化をきっかけとし引き続き、ごみ減量と地球温暖化防止を図る。	○レジ袋有料化により、1年間で約660万枚を削減し、ごみを66t、二酸化炭素を660t削減した。	○	○レジ袋有料化 個人商店やコンビニへもNOレジ袋運動を拡大する。
		2	ごみの分別の徹底	○ごみの分別収集方法などの改善による分別の徹底を図ります。	清掃事業課	○ごみ分別収集方法の徹底 ごみ分別ガイドブックに定めた収集区分による分別を徹底し、ごみの再資源化を図る。	○平成24年度から容器包装プラスチックに「レジ袋」「ボトル類」を追加し、再資源化に努めた。また、排出方法の見直しを行い、再資源化できるものについては、資源として収集するよう変更した。	◎	○社会情勢の変化や市民のニーズに合った分別・収集方法を検討し、その結果を平成26年度発行予定の資源・ごみ分別ガイドブック、収集カレンダーに反映させることにより、分別を徹底し、ごみの再資源化を図る。		
				○ごみ分別ハンドブック、収集作業計画表、広報などによりごみ分別方法の啓発を行います。	清掃事業課	○ごみ分別収集方法の啓発 ・ごみ収集カレンダーの配布、広報誌による啓発を随時実施。 ・地域への出前講座の実施。	○住民自治協議会代表者宛に出前講座の案内を送付し、地域への出前講座を実施した。 出前講座実施回数6回	○	○平成25年度は大きな区分の変更はないが、集積場における違反ごみがゼロになることはないため、広報で啓発するだけでなく、違反ごみについては集積場へ出向き分別指導をする。		

基本目標	基本施策	施策	各課施策	担当課	24年度実施計画 事業名と内容	実績報告	進捗 状況	25年度実施計画
4	2	再使用の推進	○使い捨て防止などの意識啓発を行います。	環境政策課	○広報いが市「環境の広場」で3Rについて啓発を行う。	○広報いが市「環境の広場」でリサイクルについて啓発を行った。	○	○広報いが市「環境の広場」で3Rについて啓発を行う。
			○リターナブルびんなど再使用可能な製品の普及を促進します。	環境政策課 清掃事業課	○広報「いが市」での啓発だけでなく、分別体験学習など体験型学習会の実施を検討する。	○広報にて資源ごみ等の分別の徹底を啓発した。	○	○広報「いが市」での啓発だけでなく、分別体験学習など体験型学習会の実施を検討する。
	3	リサイクルの推進	○品目別・曜日別などのわかりやすいごみの分別収集方法をさらに推し進めるなど、資源回収と再資源化の徹底を図ります。	清掃事業課	○ごみ分別方法の啓発 ・ごみ収集カレンダーの配布、広報誌による啓発を随時実施。 ・地域への出前講座の実施。 ○粗大ごみ戸別収集(福祉収集)事業要件を満たす方を対象に、家具などの粗大ごみを自宅の玄関先まで戸別に収集する。収集した粗大ごみの中から良品を洗浄の後、再商品化する。	○収集カレンダーを各戸配付するとともに、市内の住民自治協議会代表者宛に出前講座の案内を送付し、地域への出前講座を実施した。 また、要件を満たす方を対象に粗大ごみ戸別収集(福祉収集)事業を実施した。 広報・出前講座等による分別の啓発 10回 粗大ごみ戸別収集(福祉収集)事業実施件数 (伊賀北部)245件 958点 (伊賀南部) 25件 96点 再商品化数 4点	○	○平成26度に向けて、収集品目・処理区分の見直し等を行い、また収集委託業者とも協議し、収集カレンダーをより見やすく、廃棄物を出しやすくするよう検討していく。
			○団体等の資源回収活動に対する協力・支援を行います。	清掃事業課	○資源再利用物の集団回収 伊賀市資源再利用物回収奨励金交付制度により、児童福祉法・障害者基本法に該当し、伊賀市に登録された団体に対して古紙・古布について集団回収された重量に対しキロ当たり3円の奨励金を支給する。すでに本来の目的であるリサイクル促進を達成していることから制度の見直しをする。	○児童福祉法・障害者基本法による登録団体に対し、集団回収された古紙・古布類に奨励金を交付した。(登録団体50団体)回収延べ165件、回収量849,020kg また交付金のあり方については、県内各市町へ照会したところ補助率が違うものの、ほとんどの市町で同様の制度を実施しているため今後も継続していく。	○	○資源再利用物の集団回収 伊賀市資源再利用物回収奨励金交付制度により、児童福祉法・障害者基本法に該当し、伊賀市に登録された団体に対して古紙・古布について集団回収された重量に対しキロ当たり3円の奨励金を支給する。
			○下水汚泥、建築廃材、溶融スラグなどの再資源化を促進します。	下水道課	○下水汚泥の再資源化の促進 下水道汚泥の再資源化については、バイオマスタウン構想との整合を図りながら進めていく。	○下水汚泥の再資源化の促進 下水道汚泥の再資源化については、バイオマスタウン構想との整合を図りながら促進した。	○	○下水汚泥の再資源化の促進 下水道汚泥の再資源化については、バイオマスタウン構想との整合を図りながら進めていく。
				建設1、2課	○アスファルト・コンクリートの建設発生材について、マニフェストで処理量の確認を実施して、再生アスファルト、再生砕石等へ転換させ、その再生資源を積極的に利用し、リサイクルの促進を図る。再生処理搬入見込量3,800t	○アスファルト・コンクリートの建設発生材について、マニフェストで処理量の確認を実施し、工事の設計において再生アスファルト、再生砕石等へ利用し、リサイクル材料の利用促進を図った。 1963t(アスファルト841t、コンクリート1,122t)の建設発生材を再生処理場へ搬入した。	○	○アスファルト・コンクリートの建設発生材について、マニフェストで処理量の確認を実施し、工事の設計において再生アスファルト、再生砕石等へ利用し、リサイクル材料の利用促進を図る。 再生処理見込量2,000t

基本目標	基本施策	施策	各課施策	担当課	24年度実施計画 事業名と内容	実績報告	進捗 状況	25年度実施計画
4	4	1	一般廃棄物の適正処理の推進	○一般廃棄物処理計画に基づく効率的な収集と適正処理を推進します。	清掃事業課 ○一般廃棄物の収集・処理 伊賀市一般廃棄物処理基本計画に基づき効率的な実施計画と収集に努め適正な処理を図る。 ごみ処理量 伊賀北部 24,265t 青山地区 3,140t	○伊賀市一般廃棄物処理計画に基づき適正な収集と処理に努めた。 ごみ処理量 伊賀北部 24,351t 青山地区 2,361t	◎	○一般廃棄物の収集・処理 伊賀市一般廃棄物処理基本計画に基づき効率的な実施計画と収集に努め適正な処理を図る。 ごみ処理量 伊賀北部 24,351t 青山地区 3,140t
				○ごみ固形燃料化施設の適正な維持管理と整備を行います。	清掃事業課 ○ORDF化施設の安全且つ適正な運転管理に努めるとともに機械設備の更新を図る。 ごみ搬入量 20,455t RDF処理量 11,175t	○ORDF化施設の安全な運転管理とランニングコストの削減に努めるとともに、定期点検による機械設備の修繕、更新を行った。 ごみ搬入量 20,835t RDF処理量 11,445t	○	○ORDF化施設の安全且つ適正な運転管理に努めるとともに機械設備の更新を図る。 ごみ搬入量 20,835t RDF処理量 11,445t
				○資源化ごみ処理施設の適正な維持管理を行います。	清掃事業課 ○資源化ごみ処理施設の安全且つ適正な運転管理と機械設備の保全に努める。 ごみ搬入量 3,811t 再資源化量 2,929t	○資源化ごみ処理施設の安全な運転管理とランニングコストの削減に努めるとともに、定期点検による機械設備の修繕、更新を行った。 ごみ搬入量 3,516t 再資源化量 2,762t	◎	○資源化ごみ処理施設の安全且つ適正な運転管理と機械設備の保全に努める。 ごみ搬入量 3,516t 再資源化量 2,762t
				○不燃性廃棄物の適正処理と不燃物処理場の適正な維持管理を行います。	清掃事業課 ○不燃性廃棄物の適正処理を行うとともに、不燃物処理場の安全な運営管理と環境保全に努める。 不燃性廃棄物の処理 1,067t 不燃物処理場の埋立処分 1,191t	○不燃性廃棄物は民間処理業者へ処理を委託している。 不燃物処理場において、不燃物(コンクリート、瓦、レンガ等)の埋立処分を直営で実施している。 不燃性廃棄物の処理 966t 不燃物処理場の埋立処分 1,597t	◎	○不燃性廃棄物の適正処理を行うとともに、不燃物処理場の安全な運営管理と環境保全に努める。 不燃性廃棄物の処理 966t 不燃物処理場の埋立処分 1,597t
				○区域外の他の地方公共団体から持ち込まれる一般廃棄物については、伊賀市環境保全負担金条例により指導・監視を行います。	環境政策課 ○区域外の他の地方公共団体から持ち込まれる一般廃棄物について、伊賀市環境保全負担金条例により指導・監視を行います。 1トンあたり1,000円の負担	○平成24年度審査会を3回実施、136件(129団体)。 24年度101,691tの搬入。	○	○区域外の他の地方公共団体から持ち込まれる一般廃棄物について、伊賀市環境保全負担金条例により指導・監視を行います。 1トンあたり1,000円の負担
		2	進	○産業廃棄物処理施設の設置等に関して県や関係機関と連携し、指導要綱に基づく指導を行います。	環境政策課 ○産業廃棄物処理施設の設置に関して県や関係機関と連携し、指導要綱に基づく指導を行う。	○市指導要綱に関する設置届3件。県事前協議会4回。	○	○産業廃棄物処理施設の設置に関して県や関係機関と連携し、指導要綱に基づく指導を行う。
				○産業廃棄物処理施設や最終処分場での適正な処理・処分の監視・指導を県と連携して行います。	環境政策課 ○産業廃棄物最終処分場排出水の水質検査(①産業廃棄物最終処分場からの排水試験結果の報告を受ける ②管理型の最終処分場からの排水を対象に40項目について年1回実施)	①毎月検査結果報告の受けた。 ②7月17日実施	○	○産業廃棄物最終処分場排出水の水質検査(①産業廃棄物最終処分場からの排水試験結果の報告を受ける ②管理型の最終処分場からの排水を対象に40項目について年1回実施)

基本目標	基本施策	施策	各課施策	担当課	24年度実施計画 事業名と内容	実績報告	進捗 状況	25年度実施計画
4 「資源循環」自然の恵みなどを活用した資源循環型のまち	4 ごみの適正処理の推進	3 不法投棄の防止	○市民・事業者・行政が連携して全国ごみ不法投棄監視ネットワークを実施します。	環境政策課	○悪質な不法投棄事案など、県と協力して監視カメラを設置するなどして、監視を強化する。	○例年通り、啓発物品の配布、街宣車での広報活動。 啓発物品2,000冊(6月2日、市内7箇所)で配布) ○悪質な不法投棄現場に、三重県の協力により、一定期間監視カメラを設置した。	○	○悪質な不法投棄事案など、県と協力して監視カメラを設置するなどして、監視を強化する。
			○ごみの不法投棄防止のための啓発や監視の強化を行います。	清掃事業課	○環境保全対策事業・不法投棄の監視・環境パトロール事業 市内全域をエリアとして2班体制にて不法投棄未然防止と不法投棄処理物の回収を行うため環境パトロールを実施する。 また、不法投棄がされやすい場所などに設置する「不法投棄禁止」看板を配布する。	○2班体制で市内全域をパトロールし、各支所及び地区市民センターと連携を図り、不法投棄の防止と回収・処理にあたった。 また、各地域において、不法投棄物の回収、処理が困難な場合、行政としての協力体制を整備した。 【不法投棄物処理量】 一般ごみ 7,432kg、家電リサイクル法に基づく4品目 133台、タイヤ 465本、処理困難物 40m <sup>3</sup> 【看板配付枚数】 150枚	○	○環境保全対策事業・不法投棄の監視・環境パトロール事業 市内全域をエリアとして2班体制にて不法投棄未然防止と不法投棄処理物の回収を行うため環境パトロールを実施する。 不法投棄がされやすい場所については、各支所や地区市民センターから情報を提供いただき、コースの変更なども検討していく。
		1 省エネルギーの推進	○省エネルギーのライフスタイルの定着を図るための普及啓発を推進します。	環境政策課	○省エネ推進事業は、国の事業の見直しに伴い21年度で事業終了。今後、定期報告のみ事務局から提出。	○広報いが市「環境の広場」でエコライフに関する特集を組むことで、市民に対し啓発を行った。	○	○省エネ推進事業は、国の事業の見直しに伴い21年度で事業終了。今後、定期報告のみ事務局から提出。
	5 省エネルギーの推進と新エネルギーの導入推進	2 新エネルギーの導入推進	○住宅用太陽光発電、家庭用風力発電等の普及を図るため設置に対する助成を行います。	環境政策課	○「伊賀市家庭用新エネルギー普及支援事業補助金制度」が廃止されたため、新エネルギーに関する新たな事業の創出を検討する。	○多くの設置予定者から、補助金の創設の要望を受けた。創設に向け、財政当局と検討した。	△	○「伊賀市家庭用新エネルギー普及支援事業補助金制度」が廃止されたため、新エネルギーに関する新たな事業の創出を検討する。
			○家畜排泄物、木質などのバイオマスエネルギーの活用を推進します。	農林振興課	○BDFの供給量を可能な限り拡大する。	○BDFの供給量は農機具への供給量の増加により10,000ℓとなった。	◎	○BDFの供給量を可能な限り拡大する。 目標数値は、10,000ℓ。
			○新エネルギーに関する技術や助成制度などの情報提供を行います。	環境政策課	○HPで各種補助金を紹介する(市単独の制度以外についても紹介)。	○問い合わせの電話等では一部紹介したが、HPでは十分な紹介ができなかった。	△	○HPで各種補助金を紹介する(市単独の制度以外についても紹介)。